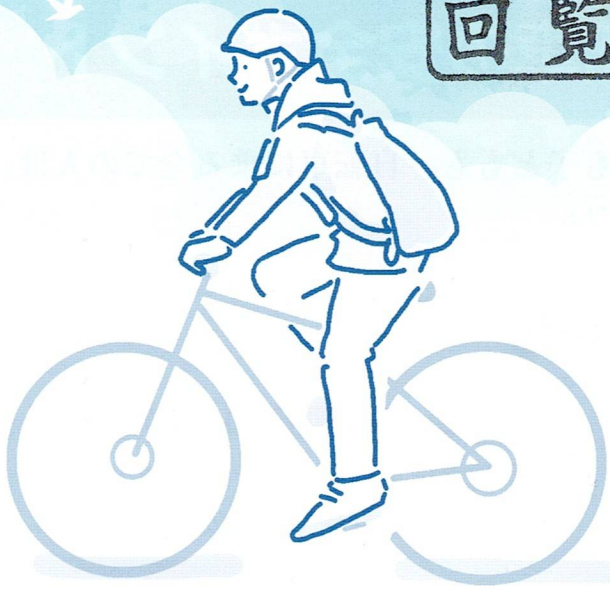


令和8年4月1日施行

回覧



自転車の交通違反が

青切符

の対象に！

対象年齢
16歳以上

「青切符」とは

比較的軽微な交通違反に対し、反則金を納めれば刑事罰を科さない交通反則通告制度のことを指します。自転車の青切符は、16歳以上の運転者による113種類の違反が対象です。

自転車の青切符の対象となる行為の一例

ながらスマホ運転



反則金 12,000円

遮断踏切立入り



反則金 7,000円

自転車制動装置不良 (ブレーキがないなど)



反則金 5,000円

主な違反と反則金一覧

違反の内容	反則金額
携帯電話使用等 (ながらスマホ運転)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
逆走、歩道通行など	6,000円
信号無視	6,000円
傘さし運転、イヤホン使用運転等	5,000円
一時不停止	5,000円
自転車制動装置不良 (ブレーキがないなど)	5,000円
無点灯	5,000円
2人乗り、2台以上の並走	3,000円

信号無視



反則金 6,000円

一時不停止



反則金 5,000円

2人乗り



反則金 3,000円

赤切符について

「酒酔い運転」や「妨害運転」など、悪質性・危険性の高い交通違反はこれまで通り**赤切符**の対象で、刑事手続となり、警察署等へ出頭が必要です。



○信号無視、指定場所一時不停止など、特定の危険行為を、過去3年以内に2回以上繰り返した運転者には「自転車運転者講習」が義務付けられています。受講しない場合は、5万円以下の罰金が科されます。